

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金実施要領

第1 通則

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金の交付に関しては、外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金交付要綱及びこの実施要領の定めるところによる。

第2 補助対象者の選定

補助対象者は、静岡県内に所在する観光施設、宿泊施設等を対象として、外国人旅行者の受入体制の整備事業を行う団体・事業者（国又は地方公共団体を除く。）で、第3にあげる補助対象経費の内容を平成29年3月31日までに完了する見込みのある者とする。

第3 補助対象経費

対象事業は、要綱第2に掲げる新規に実施する事業の経費であり、次の表のとおりとする。

(1) Wi-Fi 等無線 LAN の整備	○対象内容	・新規による Wi-Fi 等無線 LAN の導入初期経費一式（キャリアフリー且つ無料であること） ・宿泊施設については、ロビー等の館内公共スペースでの利用を対象としたものであること
	×対象外	・設置中の Wi-Fi 等環境の増設、拡大 ・回線使用料、無線ルータのレンタル料等
(2) 外国語パンフレット・ホームページ等の作成	○対象内容	・新規での外国語パンフレット・ホームページ等の作成（翻訳費、印刷製本費等） ※既存のパンフレットを別の言語で翻訳、印刷する場合も含む ・外国語での情報掲載ツールの作成
	×対象外	・既存のパンフレット・ホームページ等の修正、増刷費 ・自社で翻訳した場合の翻訳料 ・自社で製本、印刷した場合の印刷製本料
(3) 施設内外国語案内板等の設置	○対象内容	・新規による外国語案内板の設置
	×対象外	・設置中の外国語案内板の取替え、修繕 ・自社において作成、印刷したもの

(4) 従業員を対象とした語学等研修会の開催	○対象内容	・研修に係る会場使用料 ・研修に係る講師料
	×対象外	・補助対象者の施設を利用した場合の会場使用料 ・補助対象者の職員を講師とした場合の講師料 ・研修会において使用する資料作成経費 ・他の者が開催するセミナー等への参加料
(5) ムスリム受入れに係る整備	○対象内容	・礼拝室（個室）の設置 ・キブラの設置 ・礼拝マットの設置 ・ハラール認証に係る申請費
	×対象外	・ハラール用調理器具の購入（包丁・まな板等）
(6) その他会長が外国人旅行者受入体制整備に必要と認める事業	○対象内容	・その他会長が外国人旅行者受入体制の整備に必要と認める事業

※ 複数のメニューを申請することは可能であるが、申請者 1 当たりの補助金は 50 千円を上限とする。

※ 他の補助金等の併用はできない。

第 4 交付の申請時期

平成 28 年 11 月 24 日（木）

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。